

令和4年7月11日

## 第5回

# 玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

## 令和4年度第5回玉東町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月11日(月) 午後1時30分から午後2時20分

2. 開催場所 玉東町福祉センター 2階 研修室A

3. 出席委員(11名)

会 長 1番 山野信也

会長職務代理者 7番 鬼塚忠正

委 員 2番 永田麻衣 3番 坂口政文 4番 徳山道也

5番 清田伸一 6番 上田佳子 8番 清田 勇

9番 前川政樹 10番 小山省三 11番 松本正利

推進委員 (白木) 田尻稔男

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

日程第4 議案第3号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩川康幸

課長補佐 奥村佳織

## 7. 会議の概要

事務局  ただ今から、令和4年度玉東町農業委員会第5回総会を開催いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。

山野会長  挨拶

事務局  ありがとうございました。  
玉東町農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は全員出席のため(一名で過半数を満たしておりますので)、総会が成立していますことを報告いたします。

また、同規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は、山野会長にお願いします。

議長(山野)  それでは、これより議事に入ります。  
まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。  
玉東町農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員ですが、私より指名させていただきます。  
議事録署名委員は10番小山委員、11番松本委員を指名します。  
また会議書記に農業委員会事務局の奥村課長補佐を指名します。  
よろしくお願いします。  
つづきまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局  議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について  
＝1頁、議案第1号、1番について議案書をもとに朗読＝  
それでは、詳細について説明いたします。  
譲受人は現在60歳で米と柿栽培をされています。  
今回、祖父の代に売買をされていましたが登記未了のために今回申請をされるものです。申請地につきましては3ページをご覧ください。  
なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。  
可否について審議をお願いします。

議長（山野）	説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。 鬼塚委員
7番（鬼塚）	登記の部分で時間が経っていたため、今回の申請となっており問題は無いと思われま
議長（山野）	ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。
推進（田尻）	別段問題ないと思います。
議長（山野）	ただ今、推進委員さんからの説明がありました。皆様から質問はありますか。
全委員	他にありませんか
議長（山野）	ないようですので、採決を行います。議案第1号について、承認される方は挙手をお願いします。
	（全員挙手）
議長（山野）	賛成多数。よって議案第1号については、承認されました。
議長（山野）	続きます。日程第3、議案第2号農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	4ページです。（朗読） 5ページです。議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、玉東町長から令和4年6月27日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。  6ページをご覧ください。（総括表の説明） 7ページをご覧ください。

事務局

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち新規の利用権設定の賃借権が2件、使用賃借権が3件です。面積は、田が6筆で7,319㎡、樹園地が12筆で17,646㎡です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

次に、公社利用による所有権移転につきましては、8ページをご覧ください。今回、公社からの売り渡しが、1件成立しております。樹園地が2筆の3,882㎡です。当事者、物件及び対価等は、そこに記載のとおりです。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。

- ・農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ・利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。
- ・対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

以上です。

議長（山野）

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

議長（山野）

他に無いようですので、議案第2号、農用地利用集積計画の決定については、（案）のとおり決定いたします。

議長（山野）

その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

令和4年度新規就農者補完調査について

議長（山野）

他に委員さんから何かありませんか。

（他に意見はなし）

議長（山野）

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第5回総会を閉会いたします。

閉会 午後2時20分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年7月11日

玉東町農業委員会会長

Ⓜ

10番委員

Ⓜ

11番委員

Ⓜ